

療養病床から転換した介護老人保健施設に係る施設要件と介護報酬等のイメージ

【施設要件】

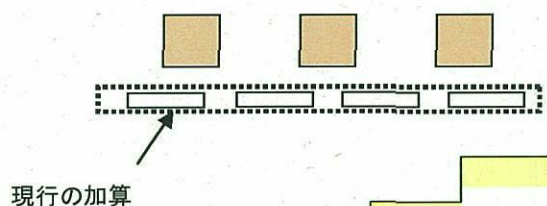
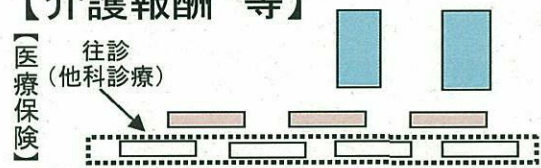
要件1) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が、35%以上であることを標準とすること

要件2) 次の①と②のいずれかを満たすこと

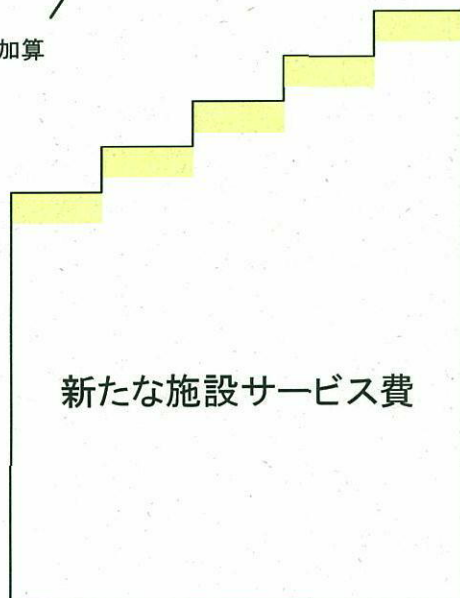
① 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上

② 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が25%以上

【介護報酬等】



【介護保険】



医療保険	急性増悪時に、施設の医師では対応することが困難な処置等を外部の医師が行った場合		
	医療保険において算定できる投薬・注射の拡大※1		
介護保険	新しい加算※2	【看取りへの対応に対する加算】	〇〇単位/日
		<ul style="list-style-type: none"> 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者に対するものであること 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに関する計画が作成されていること 医師、看護師、介護職員等が共同して、随時、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながらターミナルケアが行われていること 入所者が入所施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合 	
	新たな施設サービス費	【個別の医療ニーズに対する加算】	〇〇単位 (/日、/回、/週)
		<p>(医療区分3の者が該当する項目、及び既存の介護老人保健施設の施設サービス費で評価されているリハビリテーションに関する項目は除く)</p>	
新たに評価される事項	【夜間等における看護職員配置に対する評価】	要介護1～5 (〇〇単位/日) ～ (〇〇単位/日)	
	<p>夜勤時間帯の看護職員の配置基準を「入所者数」と「夜勤時間帯の看護職員数」の比で設定</p> <p>入所者数40人以下の施設については、オンコールによる緊急連絡体制を行っている場合も可。</p>	オンコールの場合 (〇〇単位/日) ～ (〇〇単位/日)	
	【医療ニーズの高まりにより増加する医薬品費・医療材料費】	(〇〇単位/日)	

※1 「医療保険において算定できる投薬・注射の拡大」は、既存の介護老人保健施設も対象となる。

※2 現在、介護職員4:1の報酬上の施設基準を適用している療養病床については、当分の間、介護職員の4:1の配置を介護報酬上評価する。